

令和5年度 第1回 さいたま市環境審議会 次第

日 時：令和5年5月9日（火）

午後1時00分～

場 所：さいたま市役所別館2階 第5委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 諮 問

4 議 事

○ 第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等の改定について

5 閉 会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ さいたま市名簿
- ・ 席次表
- ・ 諮問書(写)
- ・ 別紙「令和5年度 第1回さいたま市環境審議会 議事」に対するご意見等について

【事前送付】

- ・ 資料1 第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等の改定について

さいたま市環境審議会 委員名簿（第9期）

任期：令和3年7月17日～令和5年7月16日

氏名	所属団体	備考
飯野 耕司 （いいの こうじ）	さいたま市環境保全連絡協議会会長	
飯野 俊彦 （いいの としひこ）	さいたま商工会議所中小企業振興部部长	
石井 正 （いしい まさし）	市民公募委員	
石川 憲次 （いしかわ けんじ）	さいたま市自治会連合会副会長	
石川 幸利 （いしかわ ゆきとし）	さいたま市農業委員会会長職務代理者	欠席
市川 千恵 （いちかわ ちえ）	さいたま市環境会議理事	
磐田 朋子 （いわた ともこ）	芝浦工業大学システム理工学部教授	欠席
小口 千明（副会長） （おぐち ちあき）	埼玉大学大学院理工学研究科准教授	
金子 貴代 （かねこ たかよ）	再エネ100宣言RE Action普及広報担当	
鎌田 正男 （かまた まさお）	さいたま市みどり愛護会広報部長	
鈴木 詩衣菜 （すずき しいな）	聖学院大学政治経済学部准教授	
戸澤 譲 （とざわ ゆずる）	埼玉大学大学院理工学研究科教授	
藤田 彩子 （ふじた さいこ）	市民公募委員	
堀口 浩二 （ほりぐち こうじ）	埼玉県環境部産業廃棄物指導課課長	
前田 博之 （まえだ ひろゆき）	（公財）埼玉県生態系保護協会事務局長	
増田 幸宏（会長） （ますだ ゆきひろ）	芝浦工業大学システム理工学部教授	
山崎 蓉子 （やまざき ようこ）	さいたま市環境美化会議会長	
渡部 郷 （わたなべ さとし）	さいたま市水環境ネットワーク会員	

さいたま市 名簿

【事務局】

氏 名	所 属 ・ 職 名
瀧口 智	環境局長
大塚 一晴	環境局環境共生部長
金子 洋幸	環境局環境共生部環境総務課長
松本 純也	環境局環境共生部環境総務課 係長
會田 光穂	環境局環境共生部環境総務課 主事

【庁内課】

氏 名	所 属 ・ 職 名
中園 忠和	環境局環境共生部脱炭素社会推進課長
吉田 正光	環境局環境共生部脱炭素社会推進課 係長
林 勇希	環境局環境共生部脱炭素社会推進課 主査
清水 寛文	環境局環境共生部脱炭素社会推進課 主任
渡辺 悠也	環境局環境共生部脱炭素社会推進課 主事

令和5年度 第1回 さいたま市環境審議会 席次表

日 時 : 令和5年5月9日(火)午後1時00分～
 場 所 : さいたま市役所別館2階 第5委員会室

記録席

増田 会長
 小口 副会長

飯野 耕司 委員
 飯野 俊彦 委員
 石井 正 委員
 石川 憲次 委員
 市川 千恵 委員
 金子 貴代 委員
 鎌田 正男 委員

鈴木 詩衣菜 委員
 戸澤 譲 委員
 藤田 彩子 委員
 堀口 浩二 委員
 前田 博之 委員
 山崎 蓉子 委員
 渡部 郷 委員

環境局長 金子洋幸
 環境共生部 大塚一晴
 環境局長 瀧口智
 脱炭素社会推進課 中園忠和

工又工入環境(株)
 工又工入環境(株)
 環境総務課 主事 會田美穂
 環境総務課 係長 松本純也
 脱炭素社会推進課 係長 吉田正光
 脱炭素社会推進課 主査 林勇希
 脱炭素社会推進課 主任 清水寛文
 脱炭素社会推進課 主事 渡辺悠也

写

環環環総第258号

令和5年5月9日

さいたま市環境審議会会長 様

さいたま市長 清水 勇 人



さいたま市環境基本計画に関する事項について（諮問）

このことについて、さいたま市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

さいたま市環境基本計画に関する事項

2 諮問理由

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正に伴い、第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等を改定する必要があるため

3 答申を希望する時期

令和5年11月

別紙

事務局行（さいたま市環境総務課行）

FAX：048-829-1991

Mail：kankyosomu@city.saitama.lg.jp

（メールでの回答の場合はこの様式でなくても結構です）

「令和5年度 第1回さいたま市環境審議会 議事」に対するご意見等について
<議事>

○第2次さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等の改定について

委員氏名

意見・要望等内容

※提出期限 令和5年5月12日（金）までをお願いします。



資料 1

令和 5 年度第 1 回さいたま市環境審議会

第 2 次さいたま市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)等の改定について

環境局 環境共生部 脱炭素社会推進課

令和 5 年 5 月 9 日 (火)



現状の計画

さいたま市総合振興計画

- 都市計画マスタープラン
- 緑の基本計画
- 見沼田圃基本計画
- 都市景観形成基本計画
- 農業振興ビジョン
- 産業振興ビジョン

環境分野の保全及び創造に向けた個別計画
・さいたま市一般廃棄物処理基本計画

貢献

連携

施策の方向性

さいたま市環境基本条例
平成13年(2001年)5月

▲根拠条文 第9条

さいたま市環境基本計画

さいたま市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)

▲根拠法令
地球温暖化対策の推進に関する法律
第21条3等

さいたま水と生き物プラン

市役所の事務及び事業について整理

さいたま市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

▲根拠法令
地球温暖化対策の推進に関する法律
第21条3等

特に重点施策である「再エネ」に主に特化

ゼロカーボン推進戦略 (令和4年3月)

【区域施策編】の重点施策
「ゼロカーボンシティの実現に向けた地域循環共
生圏の構築」の関連施策

本改定内容

令和3年3月策定

(令和3年~令和12年)

次頁以降見直し内容を説明

※なお、本改定に併せて市役所内の取組である
事務事業編も改定する予定。

さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定の内容

改定のポイント①国の法改正等の反映(目標数値)

- 2021年5月「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立、2021年6月「地域脱炭素ロードマップの決定」等にて2030年温室効果ガス排出削減目標を2013年比26%減の目標から、2013年度比46%と上方修正。

⇒ **さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では目標を下回っているため、見直しを行うもの。**

改定のポイント②国の法改正等(促進区域の設定)

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域**や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとする。
- 市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画に記載された事業については、関係法令の**手続ワンストップ化等の特例を受けられる****。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進。

⇒ **促進区域導入の考え方について新規に記載する。**

改定のポイント③ゼロカーボンシティ推進戦略等の内容を反映

- 2022年3月 **さいたま市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の重点施策「ゼロカーボンシティの実現に向けた地域循環共生圏の構築」の関連施策である「ゼロカーボンシティ推進戦略」を策定。**

⇒ **新たにゼロカーボンシティ推進戦略の内容を反映する。**

⇒ **実行計画(区域施策編)については、中間見直しを令和7年度に行う予定だが、国の目標との相違など現状に沿わないため、今回改定するもの(埼玉県は令和5年3月に改定、市町村レベルは今年度改定する自治体が多数)**

改定のポイント①国の法改正等

国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標

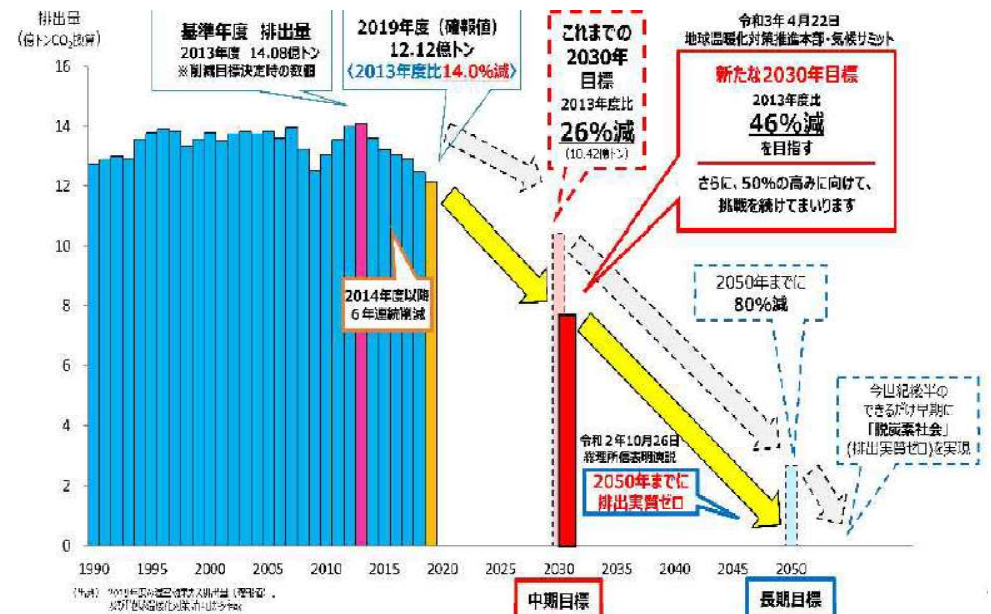
- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部・気候サミットにて、新たな2030年温室効果ガス排出削減目標を設定。
- 従来の2013年比26%減の目標から、2013年度比46%減を目指し、さらに50%減の高みに向けて挑戦する旨を表明。

国の主な動き

- ◆ **2020年10月 2050年カーボンニュートラル宣言**
 - 2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す
- ◆ **2021年4月 2030年度温室効果ガス排出削減目標を表明**
 - 2030年度に2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦
- ◆ **2021年5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立**
 - パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を定立
 - 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設
- ◆ **2021年6月 地域脱炭素ロードマップの決定**
 - 2030年までに、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出
 - 全国で重点対策を実施（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブ）
- ◆ **2021年10月 地球温暖化対策計画等閣議決定**
 - 中期目標：2030年度に2013年度比46%減、さらに50%の高みに向けて挑戦
 - 長期的目標：2050年カーボンニュートラル



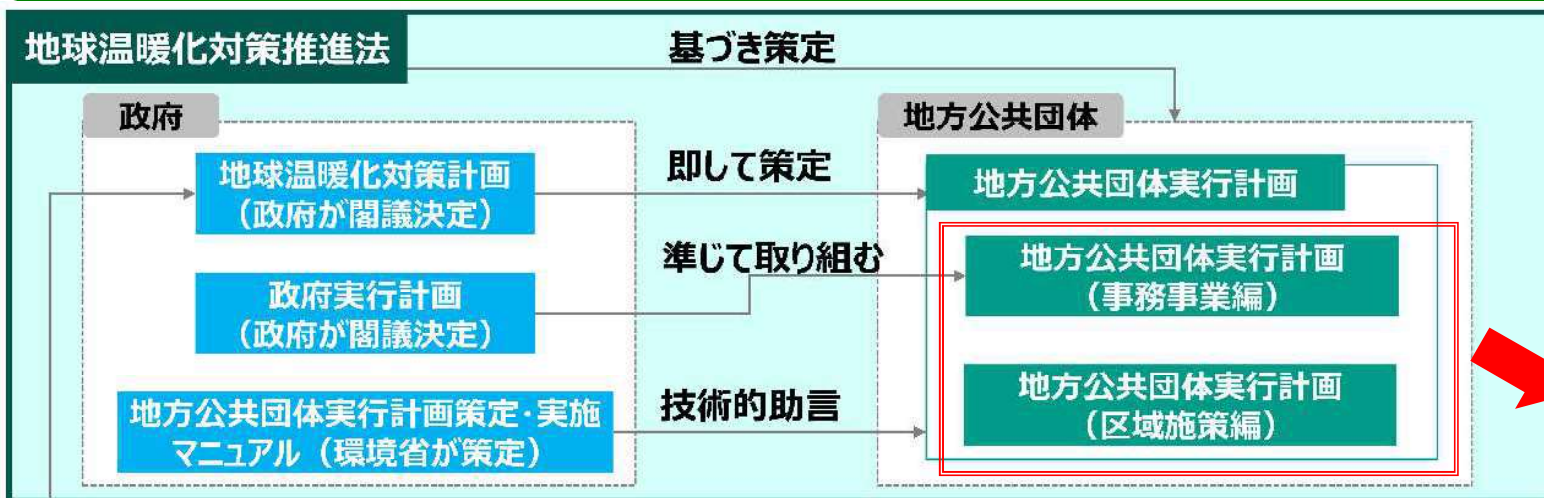
◀ 第3回 国・地方脱炭素実現会議
(2021年6月)



改定のポイント①国の法改正等

2021年5月地球温暖化対策推進法の概要

- 地方公共団体は、**地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するもの**とされている。
- 地球温暖化対策計画は、地方公共団体に対して、**地方公共団体実行計画（事務事業編：全市町村が対象）において、政府実行計画に準じて取組を行うこと**を求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、**技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定（区域施策編：都道府県・政令指定都市・中核市が策定義務の対象）**している。



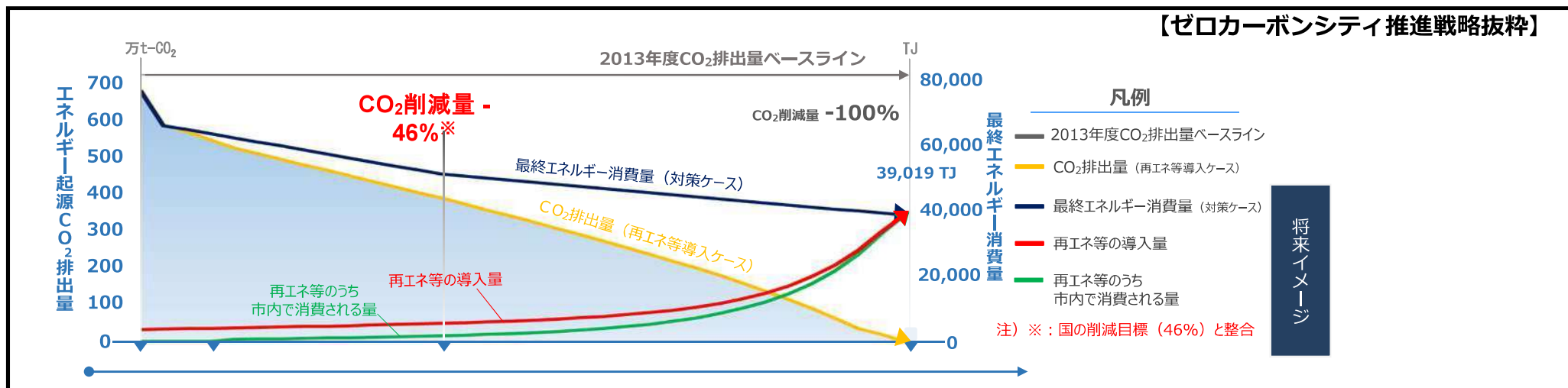
地球温暖化対策計画へ反映

地域脱炭素ロードマップ
(「国・地方脱炭素実現会議」が決定)

- 地域脱炭素ロードマップに合わせた改定が必要
- 現状の区域施策編では、国の目標数値を下回っている。

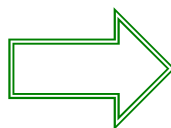
改定のポイント① 数値目標の修正(区域施策編)

目標値の設定



● 現計画

2030年度 温室効果ガス排出量削減目標
2013年度比 **35%以上**
(推進戦略では**46%以上**)



● 改定案

2030年度 温室効果ガス排出量削減目標
2013年度比 **50%以上**
(推進戦略より**1歩踏み込んだ内容とする**)

- さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では目標を下回っているため、修正
- 目標値は、国の目標値を踏まえて**50%以上を目指す**。
- **目標達成に向けた事業の整理等は、全庁横断的に対応していく。**

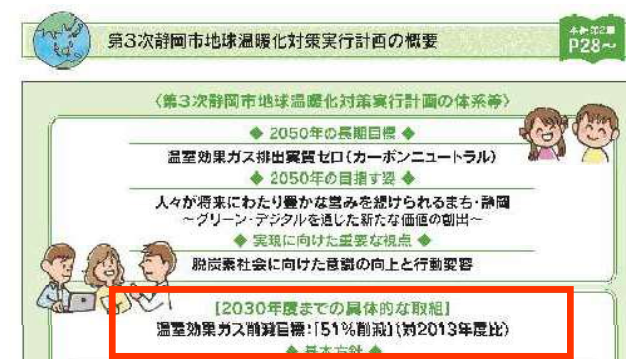
改定のポイント① 数値目標の修正(区域施策編)

【参考】 区域施策編目標値の他市事例(法改正後に策定した政令指定都市)

	千葉市	横浜市	川崎市	大阪市	神戸市	静岡市	堺市	福岡市	埼玉県 (参考)
策定期	R5.3	R5.1	R4.3	R4.10	R5.3	R5.3	R4.11	R4.8	R5.3
温室効果ガス削減目標 中期目標年 (2030)	50%減	50%減	50%減	50%減	50%減	51%減	50%減	50%減	46%減
温室効果ガス削減目標 (2050)	排出実質0	排出実質0	排出実質0	排出実質0	排出実質0	排出実質0	具体的な記載なし	排出実質0	排出実質0

※法改正後に計画を改定した政令指定都市中、**50%を下回っている自治体はない**
(北九州市がR3.8月に47%と改定しているが、実務上間に合っていないと聞き取ったため除外)

静岡市実行計画 ▶



改定のポイント① 数値目標の修正(事務事業編)

【参考】事務事業編目標値の他市事例(法改正後に策定した政令指定都市)

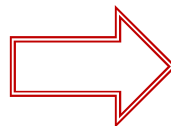
	千葉市	横浜市	川崎市	大阪市	神戸市	静岡市	堺市	福岡市	埼玉県 (参考)
策定期期	R5.3	R5.1	R4.3	R4.10	R5.3	R5.3	R4.11	R4.8	R5.3
温室効果ガス削減目標 中期目標年 (2030)	50%減	50%減	50%減	50%減	50%減	51%減	50%減	70%減	46%減
温室効果ガス削減最終目標	2050年度 排出実質0	2050年度 排出実質0	2050年度 排出実質0	2050年度 排出実質0	2050年度 排出実質0	2050年度 排出実質0	具体的な記載なし	2040年度 排出実質0	2050年度 排出実質0

※法改正後に計画を改定した政令指定都市中、**50%を下回っている自治体はない**

(北九州市がR3.8月に改定しており法改正には対応していないが、事務事業編の削減率は60%)

● 現計画

2030年度 温室効果ガス排出量削減目標
2013年度比 **市役所全体41%以上**



● 改定案

2030年度 温室効果ガス排出量削減目標
2013年度比 **50%以上**
(具体的な数字は今後精査する。)

今後市役所内の取組について加速化させるべく、市長座長の庁内検討委員会等を通じ、周知・徹底を含めて運用体制を強化していく。

改定のポイント②促進区域の設定

地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができる(第22条の2)。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、関係許可等手続のワンストップ化(※3)や、環境影響評価法に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略といった特例を受けることができる(第22条の5～第22条の11)。
- 地域脱炭素化事業(地域に貢献する再エネ)を推進するため、国が環境省令で定める基準に従い、都道府県基準に基づいて、市町村が「促進区域」を設定するもの。(区域内で実施される再エネ事業が特例対象となる。)

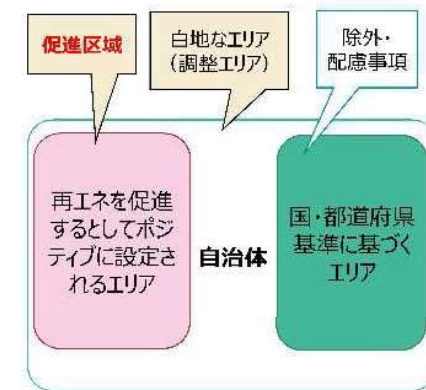
※1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設(地域脱炭素化促進施設)として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの(第2条第6項)。※2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。(第21条第6、7項)※3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電(従属発電)の登録。

促進区域に含めることができないと認められる区域

- 砂防指定地、土砂災害警戒区域、保安林、生息地等保護区、希少野生動物保護区、特別緑地保全地区、河川地域、河川保全区域、河川予定地 風致地区など

促進区域設定のポイント

- 地域の将来像を描き、まちづくりの一環として考える。
- エネルギーの供給側だけでなく、需要側とセットで検討する
- 再エネ種ごとにポテンシャルを踏まえ、候補地となり得るエリアを幅広く検討する。



- 総合振興計画基本計画に掲げる将来都市構造の枢軸を担う「都心・副都心」を中心に、今後、都市計画マスタープランや令和6年度に策定予定である「立地適正化計画(居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープラン)」を整合を図るため今後市役所内で調整しながら区域を設定していく。

改定のポイント③ゼロカーボンシティ推進戦略等の内容を反映

■ 2022年3月 ゼロカーボンシティ推進戦略の内容

基本理念 ゼロカーボンシティ推進によるグリーン成長（環境・経済・社会の好循環）の実現

基本方針

多様な主体との協働・連携

地域資源の最大限の活用

SDGsの視点による施策推進

基本施策

目標



- 再生可能エネルギー等の地産地消
- 民間力を活用した再生可能エネルギー等の普及拡大
- 脱炭素化とレジリエンス強化の両立
- 資源循環による脱炭素化の推進
- グリーンインフラの推進
- 都市間連携による脱炭素化の推進
- 公民学共創に向けたパートナーづくり

目標達成に向けて、再生可能エネルギー等の最大限導入と地産地消を推進する。

ゼロカーボンシティ推進戦略の推進により、「2050年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」を実現する。

■ 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)＜国の補助事業：申請中＞

- 脱炭素社会の実現に向けた行政・企業への社会的要請の高まりや、昨今の社会情勢を踏まえて、足元での自立・分散型再エネの導入（自主電源の確保）が急務であり、脱炭素先行地域（グリーン共創モデル）の先導的取組の深化及び市内全域へ横展開するための国の補助
- 令和4年度第2次補正予算（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を活用した、「重点対策加速化事業」を実施
- **さいたま市としては、「公共施設の脱炭素化」「市民・企業への再エネ設備導入支援」について申請中**

- 今回のさいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定の内容に本内容も踏まえたものとし、進行管理を踏まえた一元化を行う。

さいたま市の取組

ゼロカーボンシティ宣言（2020年7月） 【さいたま市】

- ✓ 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言

第2次さいたま市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編）の改定 （令和5年度中）【さいたま市】

- ✓ 政府実行計画等の改定に合わせて2030年度比目標を改定
- ✓ その他必要に応じて改定

今回のご意見は
この計画に反映
します！



さいたま市気候非常事態宣言（2021年5月） 【さいたま市】

- ✓ 自然災害が多発する昨今、気候変動問題に対し、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目指す

地域脱炭素ロードマップ（2021年6月） 政府実行計画の改定（同年10月） 【国】

- ✓ 2030年度に2013年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦

脱炭素先行地域の選定（令和4年4月） 【さいたま市】

- ✓ 2030年までに電力由来の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す事業で公共施設も対象。

さいたま市
温室効果ガス
2013年度比50%削減
2050年
温室ガス排出実質0へ

審議会の進め方について

第1回 (R5.5月)

- 諮問
- 改定の方向性

第2回 (R5.7月)

- 中間報告
- 改定の骨子案

第3回 (R5.11月)

- 答申
- 改定素案

※開催月等については、現時点のスケジュールであり、今後変更する可能性があります

【改定のポイント】

- 環境基本計画(区域施策編・事務事業編)について当初の予定どおり令和7年度に中間見直しを行う予定。
- 今回の改定は、法改正のポイントを絞りスピード感を持った対応とさせていただきたい。

改定スケジュール

